

青森県報

第三千五百八十八号

平成二十四年
九月七日
(金曜日)

目次

告 示

家畜伝染病の発生……………(畜産課)…一

公 告

平成二十五年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争
入札……………(県民生活文化課)…一

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計管理課)…二

右 同……………(同)……………三

出先機関

土地改良区の役員の退任……………(三八地民局)…三

海区漁業調整委員会

会長及び会長代理就任の公示(東部海区)……………(事務局)…四
会長及び会長代理就任の公示(西部海区)……………(同)……………四

正 誤

平成二十四年七月十三日定例告示中……………(港湾空港課)…四

告 示

青森県告示第六百六十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生の場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	十和田市	平成二四・公・二六
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	十和田市	二四・公・二三

公 告

平成二十五年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次の1及び2に掲げる業務の委託

- 平成二十五年度刊行「青森県史 民俗編 資料津軽」制作業務
- 平成二十五年度刊行「青森県史 資料編 近現代6 高度経済成長期の青森県」制作業務

二 業務内容 入札説明書による。

三 履行期限 平成二十六年三月三十一日

四 納入場所 青森県環境生活部県民生活文化課分室(県史編さんグループ)

五 入札方法

一の1及び2に掲げる件名ごとにそれぞれ入札に付する。

六 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により一般印刷の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札の日までに、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

七 入札説明書の交付場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県環境生活部県民生活文化課分室（県史編さんグループ）
電話 〇一七 七三四 九二三九

2 入札説明会の場所及び日時

(一) 場所 青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 北棟二階A会議室
(二) 日時 平成二十四年九月十四日 午後二時

八 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 北棟二階B会議室

2 日時 平成二十四年九月二十八日

午前十時 「青森県史 民俗編 資料津軽」制作業務
午前十時三十分 「青森県史 資料編 近現代6 高度経済成長期の青森県」制作業務

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第一号により免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則第五百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

十一 最低制限価格
最低制限価格を設定する。

十二 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十三 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他
詳細は入札説明書による。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

1 発電機 百九十一台

2 ガソリン携行缶 九十六台

二 調達方法

物品の購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十四年八月二十三日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社東酸  
青森市原別五丁目一の五六

七 契約金額

三千六十三万六百元

八 契約の相手方を決定した手続

物品に要求される性能が満たされていると判断した仕様に関する調書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十四年七月十三日

平成二十四年七月十三日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

凍結防止剤散布車 一台（下取一台）

二 調達方法

交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十四年八月二十三日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社KCMJ青森営業所  
青森市大字野内字菊川六一の三

七 契約金額

二千六百十九万七千五百円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十四年七月十三日

平成二十四年七月十三日

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年九月七日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

|                   |        |                  |          |
|-------------------|--------|------------------|----------|
| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所           | 退任の年月日   |
| 理事                | 鈴木 弘之  | 八戸市大字市川町字赤坂下二五の二 | 平成 四・八・二 |

### 海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号

平成二十四年八月三十日付けで会長及び会長代理委員が互選されたので、青森県海区漁業調整委員会規程（昭和三十九年七月 青森県東部海区漁業調整委員会 公示第一号）第二条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月七日

青森県東部海区漁業調整委員会  
会 長 富 田 由 廣

正 誤

|        |         |                    |
|--------|---------|--------------------|
| 職<br>名 | 氏<br>名  | 住<br>所             |
| 会 長    | 富 田 由 廣 | 三沢市鹿中一丁目一四五の七一     |
| 会長代理   | 上野 徳光   | 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五〇八の二 |

青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号

平成二十四年八月三十日付けで会長及び会長代理委員が互選されたので、青森県海区漁業調整委員会規程（昭和三十九年七月 青森県東部海区漁業調整委員会 公示第一号）第二条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月七日

青森県西部海区漁業調整委員会  
会 長 前 田 由 廣 臣

|        |           |                     |
|--------|-----------|---------------------|
| 職<br>名 | 氏<br>名    | 住<br>所              |
| 会 長    | 前 田 由 廣 臣 | 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二七   |
| 会長代理   | 森 長 保     | 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八一の二 |

港 湾 空 港 課

|                    |                  |             |                                                                              |   |
|--------------------|------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------|---|
| 発行年月日<br>発行番号      | 区<br>分<br>番<br>号 | ペ<br>ー<br>ジ | 行                                                                            | 誤 |
| 平成 四・七・三<br>第三五六四号 | 告 示<br>第五七一号     | 二           | 後ろか<br>ら<br>三                                                                |   |
|                    |                  | 上           | 五                                                                            |   |
|                    |                  |             | 六                                                                            |   |
|                    |                  |             | 二<br>〇<br>一<br>九<br>度<br>一<br>六<br>分<br>五<br>五<br>秒<br>三<br>一<br>六<br>・<br>〇 |   |
|                    |                  |             | 一<br>六<br>九<br>度<br>三<br>六<br>分<br>二<br>五<br>秒<br>五<br>三<br>九<br>・<br>六      |   |
|                    |                  |             | 東滝一〇九の二、一〇九の三、六九<br>の二、九七                                                    |   |
|                    |                  |             | 安井崎灯台（北緯四〇度五七分二九<br>秒七、東経一四〇度五九分三秒七）                                         |   |
|                    |                  |             | 東滝字滝一〇九の二、一〇九の三及<br>び六九の一並びに同東滝字間木九七                                         |   |
|                    |                  |             | 安井崎灯台（北緯四〇度五七分三九<br>秒、東経一四〇度五八分五一秒）                                          |   |

|                        |                                  |                        |          |                        |          |                       |                                  |                       |                                  | 第五七二号                |                       |                                  |                        |          |                        |          |  |  |  |  |  |  |
|------------------------|----------------------------------|------------------------|----------|------------------------|----------|-----------------------|----------------------------------|-----------------------|----------------------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------------|------------------------|----------|------------------------|----------|--|--|--|--|--|--|
|                        |                                  |                        |          |                        |          |                       |                                  |                       |                                  | 四                    | 三                     |                                  |                        |          |                        |          |  |  |  |  |  |  |
| 下                      |                                  |                        |          |                        |          |                       |                                  |                       |                                  |                      | 上                     | 下                                |                        |          |                        |          |  |  |  |  |  |  |
| 一                      | 三                                | 七                      | 六        | 五                      | 四        | 五                     | 四                                | 二                     | 九                                | ら<br>後ろ<br>か         | 元                     | 六                                | 三                      | 三        | 三                      | 二        |  |  |  |  |  |  |
| 三二八度二分四分五七秒 二九七・一三メートル | 安井崎灯台(北緯四〇度五七分二九秒七、東経一四〇度五九分三秒七) | 一〇九の三、六九の一、九七          | 東滝三八の二   | 一〇九の三、六九の一、九七          | 東滝三八の二   | 二二二度〇一分〇二秒 三六五・九四メートル | 安井崎灯台(北緯四〇度五七分二九秒七、東経一四〇度五九分三秒七) | 二一九度五一分五四秒 三一九・五三メートル | 安井崎灯台(北緯四〇度五七分二九秒七、東経一四〇度五九分三秒七) | 東滝一〇九の二並びに同東滝八〇      | 二二六度四一分五八秒 二八四・四三メートル | 安井崎灯台(北緯四〇度五七分二九秒七、東経一四〇度五九分三秒七) | 一〇九の三、六九の一、九七          | 東滝三八の二   | 一〇九の三、六九の一、九七          | 東滝三八の二   |  |  |  |  |  |  |
| 一七一度〇九分三五秒 四八九・三八メートル  | 安井崎灯台(北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒)  | 一〇九の三及び六九の一並びに同東滝字間木九七 | 東滝字滝三八の二 | 一〇九の三及び六九の一並びに同東滝字間木九七 | 東滝字滝三八の二 | 一七〇度一九分〇五秒 六〇四・〇八メートル | 安井崎灯台(北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒)  | 二七〇度〇六分五四秒 五三九・六一メートル | 安井崎灯台(北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒)  | 東滝字滝一〇九の二並びに同東滝字間木八〇 | 一六九度二一分三〇秒 四八九・八四メートル | 安井崎灯台(北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒)  | 一〇九の三及び六九の一並びに同東滝字間木九七 | 東滝字滝三八の二 | 一〇九の三及び六九の一並びに同東滝字間木九七 | 東滝字滝三八の二 |  |  |  |  |  |  |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭